

令和 7 年群馬東部水道企業団議会
10 月全員協議会会議録

群馬東部水道企業団

令和7年群馬東部水道企業団議会10月全員協議会会議録

1 出席議員 11名

1番 星野一広	4番 渋谷理津子
3番 町田正行	6番 杉山英行
5番 平井玲子	8番 荒井英世
7番 須永信雄	10番 森雅哉
9番 藤野一也	12番 松島茂喜
11番 山口将	

2 欠席議員 1名

2番 大川陽一

3 説明のために出席したもの 8名

局長 高橋之雄	次長 鶴田久剛
次長 松本徳雄	次長 百瀬光宏
総務課長 松森則之	企画課長 茂木孝昭
工務課長 山本雅己	庁舎建設室長 島田賢司

4 その他出席した者 4名

太田市議会事務局長 濑古茂雄	
書記 野口幸久	書記 須田可奈
書記 石瀬由佳	

令和7年群馬東部水道企業団議会10月全員協議会次第

日時 令和7年10月6日（月）午前9時30分
場所 議会第2会議室（太田市役所 低層棟4階）

1 開 会

2 挨 拶

3 協議事項

■令和7年群馬東部水道企業団議会10月定例会について

- ① 仮議席の指定について
- ② 議事の進行について 【資料 No.1】
- ③ 令和6年度群馬東部水道企業団水道事業会計予算及び継続費の繰越しについて 【資料 No.2】
- ④ 令和6年度群馬東部水道企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率について 【資料 No.3】
- ⑤ 令和6年度群馬東部水道企業団水道事業会計決算認定について 【資料 No.4】
- ⑥ 令和6年度群馬東部水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金処分について 【資料 No.5】
- ⑦ 令和7年度群馬東部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について 【資料 No.6】
- ⑧ 群馬東部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正について 【資料 No.7】
- ⑨ 群馬東部水道企業団給水条例の一部改正について 【資料 No.8】

4 報告事項

- ① 例月出納検査の結果について（7月分） 【資料 No.9】
- ② 群馬東部水道企業団人事行政の運営等の状況の公表について 【資料 No.10】

5 そ の 他

6 閉 会

【 全員協議会 会議録 】

局長（高橋之雄） おはようございます。皆さま、公務ご多忙の中、群馬東部水道企業団議会10月全員協議会へご出席いただきまして、ありがとうございます。本日の進行を務めさせていただきます、群馬東部水道企業団局長の高橋でございます。よろしくお願ひいたします。

開会に先立ちまして、大川議員から欠席の連絡がありましたのでご報告いたします。星野議長よりご挨拶を頂戴したいと存じます。よろしくお願ひいたします。

議長（星野一広） おはようございます。本日は、公私ともにご多忙のなか、当企業団議会の全員協議会並びに、協議会後に開催する10月定例会にご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

この夏においては、猛暑によりゲリラ豪雨などが頻発したため、水道事業にとっては、災害への備えの大切さを再認識させられることとなりました。

皆様には、今後も安定した水道水を供給できるよう幅広い視点から活発な議論と、慎重な審議をお願いするとともに、本日の本会議と全員協議会の円滑な運営をお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

局長（高橋之雄） ありがとうございました。本日は、あらかじめ配付させていただきました次第に基づきまして、進めさせていただきますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。

なお、太田市の瀬古議会事務局長が同席させていただきますことをあらかじめご了承ください。

なお、この後は着座にて進行させていただきます。

局長（高橋之雄） それでは、星野議長に座長を務めていただき、進行をお願いいたします。

座長（星野一広） ご指名でございますので、座長を務めさせていただきます。皆様のご協力をお願ひいたします。

それでは、協議事項に入ります。お手元の全員協議会次第をご覧ください。

次第の3、協議事項令和7年群馬東部水道企業団議会10月定例会についてを議題といたします。

まず、当企業団議員に新たに選出されました議員の仮議席の指定について、事務局から説明願います。

(高橋局長挙手)

座長（星野一広） 高橋局長。

局長（高橋之雄） それでは、ご説明いたします。

新たに当企業団議員に選出されました藤野一也議員の仮議席は、現在ご着席いただいている席を指定させていただきます。本会議において仮議席にご着席をお願いいたします。

座長（星野一広） 次に、議事の進行についてですが、事務局から一括してご説明願います。

(高橋局長挙手)

座長（星野一広） 高橋局長。

局長（高橋之雄） それでは、ご説明いたします。

全員協議会案件一覧 1 ページの資料ナンバー 1 をご覧ください。日程第 1 、議席の指定でございます。

議席は、議長において指定して頂く訳でございますが、9 番、藤野一也議員と指定する予定でございますので、よろしくお願ひいたします。

次に、日程第 2 、会期の決定でございますが、会期は 10 月 6 日の一日を予定しております。

次に、日程第 3 、会議録署名議員の指名でございますが、議長において 9 番藤野一也議員及び 10 番森雅哉議員の 2 名を指名させていただく予定でございます。

次に、日程第 4 、一般質問でございますが、お手元に配付申し上げました通告書のとおり、1 名の議員からの一般質問を行う予定でございます。

次に、日程第 5 以降でございますが、報告を 2 件、議案を 5 件上程する予定でございます。以上でございます。よろしくお願ひいたします。

座長（星野一広） 議事の進行につきましては、ただいまの説明のとおり進めていくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

座長（星野一広） ご異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。

座長（星野一広） 次に、令和6年度群馬東部水道企業団水道事業会計予算および継続費の繰越しについて及び令和6年度群馬東部水道企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率についての2件を説明願います。

(茂木課長挙手)

座長（星野一広） 茂木課長。

企画課長（茂木孝昭） それでは、2ページ、資料ナンバー2をお開き願います。

令和6年度群馬東部水道企業団水道事業会計予算及び継続費の繰越しについて、地方公営企業法第26条第3項及び地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

概要の1、建設改良費の繰越しにつきましては、原水浄水施設更新工事、配水管布設工事設計業務委託、舗装本復旧工事や配水管布設替工事等、5事業31件分の工事と1事業1件分の設計委託としまして、3ページに記載の、合計4億5,235万の予算を繰越すものでございます。

繰越しの主な理由につきましては、特殊機器の製作に時間を要すること、道路管理者との協議や他事業との調整などにより、工事期間を延長する必要があるため、次年度へ予算を繰越すものでございます。

続きまして、2につきましては、継続費の繰越額となります。これは、太田本所庁舎建設事業において、令和6年度に行った設計業務委託費の残額分を、次年度の工事費に含めて精算を行うため、次年度へ1,008万6千円予算を繰越すものでございます。

続きまして、4ページ、資料ナンバー3をお開き願います。

令和6年度群馬東部水道企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、ご説明をさせていただきます。

資金不足額は、算出方法の基準となる流動資産と流動負債の差引きにより算出され、当企業団につきましては、流動資産が流動負債を上回っていることから、資金不足は生じておりません。

このため、資金不足比率は、なしとして報告をさせていただきます。

なお、この2案件につきましては、この後開催される定例会に報告いたしますので、よろしくお願ひいたします。

座長（星野一広） ただいまの説明に対し、ご意見ございませんか。

(なしとの声あり)

座長（星野一広） 別にご意見もないようですので、説明のとおりご了承願います。

座長（星野一広） 以上、2件につきましては、本会議に報告されることになりますので、よろしくお願ひいたします。

座長（星野一広） 次に、令和6年度群馬東部水道企業団水道事業会計決算認定について及び令和6年度群馬東部水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金処分についての2件を説明願います。

（茂木課長挙手）

座長（星野一広） 茂木課長。

企画課長（茂木孝昭） それでは、5ページ、資料ナンバー4をお開き願います。

令和6年度群馬東部水道企業団水道事業会計決算認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

始めに、概要1群馬東部水道企業団水道事業報告ですが、平成29年度から8年間にわたり実施してきた第1期の包括業務委託が最終年度を迎えて、国庫補助金の活用による施設の再構築事業や老朽化施設の更新事業等への取り組みによる費用の削減効果と包括委託による業務の効率化を実現してまいりました。

健全な事業運営継続のため財源確保を目的に、水道料金の適正化への取り組みとして料金統一を行いました。新料金への移行については、段階的に4分の1ずつ引き上げる激変緩和措置が2年目を迎え、給水収益増への効果が確認できました。

太田本所庁舎建設事業では、基本設計及び実施設計が完了し、バリアフリー及び省エネルギー技術による環境への配慮や、自然災害に対応するための防災機能を備えた庁舎建設として、事業目標に沿った進捗を図りました。

次に、2収益的収入及び支出でございますが、収益的収入につきましては、予算額109億2,981万9千円に対して、決算額112億1,483万2千円となり、予算額に対し2億8,501万3千円の増となりました。

収益的支出につきましては、予算額94億5,364万2千円に対し、決算額93億530万7千円となり、差引きの不用額は、1億4,833万5千円となりました。

6ページをお開き願います。

3資本的収入及び支出でございますが、資本的収入につきましては、予算額40億4,239万1千円に対し、決算額39億6,840万2千円となり、予算額に対し7,398万9千円の減となりました。

資本的支出につきましては、予算額101億3,387万6千円に対して、決算額92億1,615万3千円となり、翌年度繰越額が4億6,243万6千円であるため、差引きの不用額は、4億5,528万7千円となりました。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、損益勘定留保資金などの財源で補填をいたしました。

4の消費税及び地方消費税を除いた令和6年度の純利益は、14億3,305万6,658円となりました。

以上が、令和6年度決算認定の説明となります。

続きまして、7ページ、資料ナンバー5をお開き願います。

令和6年度群馬東部水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

概要の1のとおり、未処分利益剰余金の当年度末残高30億5,533万4,611円の処分につきましては、14億4,000万円を建設改良積立金へ積み立て、16億1,421万7,564円を資本金へ組入れるものです。

また、残余分111万7,047円は、翌年度へ繰越しするものです。

なお、この2案件につきましては、この後開催される定例会に議案として上程いたしますので、よろしくお願ひいたします。

座長（星野一広） ただいまの説明に対し、ご意見ありませんか。

(なしとの声あり)

座長（星野一広） 別にご意見もないようですので、説明のとおりご了承願います。

座長（星野一広） 次に、令和7年度群馬東部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について説明願います。

(茂木課長挙手)

座長（星野一広） 茂木課長。

企画課長（茂木孝昭） 8ページ、資料ナンバー6をお開き願います。

令和7年度群馬東部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明をさせていただきます。

はじめに、概要1業務の予定量についてですが、主要な建設改良事業の配水施設改良事業は工事の人件費や資材の単価見直し及び他事業関連の工事増などにより、8,690万9千円増額し、21億7,027万3千円へ補正をするものでございます。

2 収益的支出につきましては、営業費用の委託料について、包括業務委託料の作業量の増などによる2,892万2千円増額と、営業外費用の消費税及び地方消費税の再計算に伴う納付消費税1,232万円の減額により、水道事業費用の総額を99億7,973万円へ補正をするものです。

3 資本的支出につきましては、建設改良費について、工事の人件費や資材の単価見直し及び他事業関連した工事増などにより、8,658万4千円を増額し、資本的支出の総額を50億9,941万8千円へ補正をするものです。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、損益勘定留保資金などの財源で補填します。

9ページをお開きください。

4 議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費を2,321万2千円減額し、4億8,158万円へ補正をするものです。

なお、この案件につきましては、この後開催されます定例会に議案として上程いたしますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

座長（星野一広） ただいまの説明に対し、ご意見ございませんか。

(なしとの声あり)

座長（星野一広） 別にご意見もないようですので、説明のとおりご了承願います。

座長（星野一広） 次に、群馬東部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、事務局から説明願います。

(松森課長挙手)

座長（星野一広） 松森課長。

総務課長（松森則之） 資料10ページ、ナンバー7をご覧ください。

群馬東部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

本条例改正の目的でございますが、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員の部分休業の制度を拡充することに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

現在小学校就学前までの子を対象としている部分休業制度について、その範囲を小学3年生まで拡大することに伴う改正でございます。

また、この条例の施行日を公布日と定めるものでございます。

本件も10月定例会に議案として上程いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

座長（星野一広） ただいまの説明に対し、ご意見ありませんか。

(なしとの声あり)

座長（星野一広） 別にご意見もないようですので、報告のとおりご了承願います。

座長（星野一広） 次に、群馬東部水道企業団給水条例の一部改正について、事務局から説明願います。

(山本課長挙手)

座長（星野一広） 山本課長。

工務課長（山本雅己） 資料13ページ、ナンバー8をご覧ください。

群馬東部水道企業団給水条例の一部改正について、ご説明いたします。

この改正の目的は、国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長通知の技術的助言に基づき、所要の改正を行うものです

概要1、改正内容は、災害その他非常の場合において、企業長が認めるときは、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者が給水装置に関する工事が行うことができるよう、第9条第1項の一部を改めるものです。

その他、詳細な改正内容につきましては、続く14ページからの新旧対照表をご参照ください。

2 施行日につきましては、公布の日を予定してございます。

なお、本件は10月定例会に議案として上程いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

座長（星野一広） ただいまの説明に対し、ご意見ございませんか。

(なしとの声あり)

座長（星野一広） 別にご意見もないようですので、報告のとおりご了承願います。

座長（星野一広） 以上、5件につきましては、本会議に提案されることになりますので、よろしくお願ひいたします。

座長（星野一広） また、採決の方法についてですが、挙手による方法でお願いいたします。

以上で、協議事項を終了いたします。

座長（星野一広） 次に、次第4の報告事項に入ります。

事務局から順次説明を求めます。

①の例月出納検査の結果について説明願います。

(松森課長挙手)

座長（星野一広） 松森課長。

総務課長（松森則之） それでは、15ページの資料ナンバー9をご覧ください。

7月分の例月出納検査の結果につきまして、ご報告いたします。

本日の全員協議会までに実施された例月出納検査で、監査委員から議会と企業長宛に提出された検査結果を、ご報告するものでございます。検査を実施した日時は、令和7年8月25日となります。検査の結果でございますが、7月末日現在の現金の出納状況が、残高証明書や諸帳簿と一致しており、正確であることが確認されております。

次頁につきましては、監査委員からの7月分の検査結果報告書となりますので、併せてご覧くださるようお願い申し上げます。

以上でございます。

座長（星野一広） ただいまの説明に対し、ご意見ございませんか。

(なしとの声あり)

座長（星野一広） 別にご意見もないようですので、説明のとおりご了承願います。

座長（星野一広） 次に、②の群馬東部水道企業団人事行政の運営等の状況の公表について、説明願います。

(松森課長挙手)

座長（星野一広） 松森課長。

総務課長（松森則之） 資料17ページ、ナンバー10の群馬東部水道企業団人事行政の運営等の状況の公表について、ご報告いたします。

本件は地方公務員法第58条の2及び当企業団の条例により、人事行政の運営等の状況を公表するものでございます。

内容でございますが、18ページ以降となります。

主なものをご説明いたします。1の職員の任免及び職員数に関する状況の（1）職員数の状況をご覧ください。

令和6年4月1日の職員数は54人となっており、前年度53人と比較しますと1人の増員となっております。職員数54人の内訳でございますが、専任職員は群馬東部水道サービスへの退職派遣を含め33人でございます。また、構成自治体からの派遣職員が21人となっております。派遣職員の内訳は太田市が17人、館林市が3人、みどり市が1人となっております。（2）の職員の採用及び退職の状況となりますが、専任職員の新規採用は1人、退職は1人でございました。（3）の年齢別職員構成の状況は、39歳までの職員は11人、40歳以上の職員は43人となっております。

19ページをお開きください。資料の中ほど3の職員の給与の状況をご覧ください。

（1）は昨年度決算の人物費となりますが、退職派遣2名を除いた52人の給与、手当、法定福利費を合わせた総額は4億885万7千円で、一昨年度と比較すると1,254万円の増額となりました。（2）の職員の平均給料月額は34万9,600円、平均給与月額は39万4,683円、平均年齢は47.2歳でございました。一昨年度と比較すると、平均給料月額は2,500円の増額、平均給与月額は407円の増額となっており、平均年齢は0.3歳高くなっています。

20ページをお開きください。4の職員の勤務時間その他の勤務条件の状況でございますが、（1）の1週間の勤務時間は38時間45分でございます。（2）の年次有給休暇の平均取得日数は16.46日で、年次有給休暇の取得は一昨年度と比較すると0.83日の増加となっております。

21ページをお開きください。5の職員の休業に関する状況の（1）の育児休業の取得状況となりますが、昨年度の取得対象者は2人で2人とも育児休業を取得しております。（4）の病気休暇の取得状況は8人となっており、一昨年度より6人減少しておりますが、コロナやインフルエンザなどの感染症によるものとなっております。

6の職員の分限及び懲戒免職処分の状況となります。傷病による休職が1件ございました。

22ページをお開きください。7の職員の服務の状況の（1）営利企業等の従事許可の状況3件は、当企業団の局長と次長が群馬東部水道サービスの役員や非常勤の取締役・監査役の兼任でございます。

説明は以上となります。説明の中で職員の人物費について触れさせていただきました。職員の給与条例の適用となります。企業団の専任職員は太田市の給与条例を適用

し、派遣職員は派遣元の給与条例を適用しております。また、費用は専任職員、派遣職員のいずれも企業団が負担しております。

現在皆様の自治体では、人事院勧告に伴う職員の給与改定について検討されていると思いますが、当企業団では、太田市または派遣元の団体の給与条例が改正になれば、企業団の職員の給与改定も行われることになりますので、お含みおきくださいますようお願い申し上げます。

なお、当該資料でございますが、広報紙の水道だよりと企業団のホームページにも掲載を予定しております。

ご説明は以上でございます。

座長（星野一広） ただいまの説明に対し、ご意見ありませんか。

(なしとの声あり)

座長（星野一広） 別にご意見もないようですので、説明のとおりご了承願います。

座長（星野一広） 以上で、予定しておりました案件は終了いたしました。本日の議事すべてを終了いたします。そのほかで、皆様から何かございますか。

(なしとの声あり)

座長（星野一広） 別にないようですので、以上をもちまして本日の議事すべてを終了いたします。

これをもちまして、座長の職を降りさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

局長（高橋之雄） ありがとうございました。以上をもちまして、全員協議会を終了させていただきます。

午前9時56分閉会